※この書類は笠懸南中学校の HP からもダウンロードできます。

（様式１）

令和　　　年　　　月　　日

保護者　様

インフルエンザによる出席停止の通知書

みどり市立笠懸南中学校
校長　大澤　智

お子さんは、インフルエンザのため、学校保健安全法第 19 条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。

＜インフルエンザの出席停止期間の基準＞
「発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日（幼児にあっては３日）を経過するまで。」

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。また、登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、学校へ提出をお願いします。**（なお、医師の診断により５日を経過せず登校が可能となった場合は、治癒証明書の提出が必要となります。）**

・・・

保護者が記入

学校長　様

インフルエンザにおける療養報告書

年　　組　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　診断を受けた医療機関：＿＿＿＿＿＿＿＿

２　診断日：令和　　　年　　　月　　　日（診断型：A 型　　B 型　　不明）　※いずれかに○をつけてください。

３　登校再開日：令和　　　年　　月　　日

（登校再開には下記の出席停止期間の基準１と２の両方を満たす必要があります。）

※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

出席停止期間の基準	
１	発熱等の症状が出た日（発症日）を０日とし、翌日から数えて５日を経過している。 ⇒　**発症日：　　月　　日**
２	解熱した日を０日とし、翌日から数えて２日（幼児にあっては３日）を経過している。 ⇒　**解熱した日：　　月　　日**

上記のとおり相違ありません。

令和　　年　　月　　日　　　　保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

（様式１）

※この書類は笠懸南中学校の HP からもダウンロードできます。

令和　　年　　月　　日

保護者　様

新型コロナウイルス感染症による出席停止の通知書

みどり市立笠懸南中学校
校 長　大澤　　智

学校感染症に罹患している場合、学校保健安全法第１９条の規定により出席停止となります。新型コロナウイルス感染症による出席停止期間の基準は次のとおりです。

＜新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準＞
発症した後５日を経過し、かつ、症状軽快した後１日を経過するまで。

新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。回復後、登校再開にあたっては、**保護者が「新型コロナウイルス感染症における療養報告書」を記入し、学校へ提出をお願いします。**

なお、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに同時感染した場合は、両方の出席停止期間の基準を満たす必要があります。

※以下保護者記入

学校長　様

新型コロナウイルス感染症における療養報告書

年　　組　　番　氏名

１ 受　診 （自己検査の場合は記入不要）	（１）診　断　日	令和　　年　　月　　日
	（２）医療機関名	

２ 療　養	（１）発　症　日（※１） （無症状の場合は検体採取日）	令和　　年　　月　　日
	（２）症状軽快日（※２） （無症状の場合は記入不要）	令和　　年　　月　　日
	（３）登校再開日（※３）	令和　　年　　月　　日

※１　発症日とは、一般的には、発熱、咳、咽頭痛、鼻水などの症状が出始めた日。受診した場合には、医師が発症日を特定する。
※２　症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること。
※３　登校再開は、発症日（無症状の場合は検体採取日）を０日目とし、翌日から数えて５日を経過し、かつ、症状軽快日を０日目として１日を経過していること。
※　新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに同時に感染した場合は、両方の出席停止基準を満たすこと。
（インフルエンザの出席停止期間の基準：発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで）

令和　　年　　月　　日　保護者氏名